

## 地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況

(令和 7 年度、令和 8 年度の現状)

### ※地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に定める妊娠期から子育て期までの家庭をサポートする事業で、市町村が実情に合わせて市町村子ども・子育て支援事業計画(南丹市は南丹市こども計画に継承)に従って実施します。

### (1)利用者支援事業(計画 124 ページ、進行管理票 1、10、11、13 ページ)

#### 【事業概要】

こども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業です。

|        |            | 単 位 | 令和7年度<br>(2025 年度) | 令和8年度<br>(2026 年度) | 令和9年度<br>(2027 年度) | 令和 10 年度<br>(2028 年度) | 令和 11 年度<br>(2029 年度) |
|--------|------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 量の見込み① |            | 箇所  | 3                  | 5                  | 5                  | 5                     | 5                     |
|        | 基本型        | 箇所  | 2                  | 2                  | 2                  | 2                     | 2                     |
|        | こども家庭センター型 | 箇所  | 1                  | 1                  | 1                  | 1                     | 1                     |
|        | 地域子育て相談機関  | 箇所  | 0                  | 2                  | 2                  | 2                     | 2                     |
|        | 特定型        | 箇所  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                     | 0                     |
| 確保の方策② |            | 箇所  | 3                  | 5                  | 5                  | 5                     | 5                     |
|        | 基本型        | 箇所  | 2                  | 2                  | 2                  | 2                     | 2                     |
|        | こども家庭センター型 | 箇所  | 1                  | 1                  | 1                  | 1                     | 1                     |
|        | 地域子育て相談機関  | 箇所  | 0                  | 2                  | 2                  | 2                     | 2                     |
|        | 特定型        | 箇所  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                     | 0                     |
| 実績     |            | 箇所  | 3                  | 3                  |                    |                       |                       |
|        | 基本型        | 箇所  | 2                  | 2                  |                    |                       |                       |
|        | こども家庭センター型 | 箇所  | 1                  | 1                  |                    |                       |                       |
|        | 地域子育て相談機関  | 箇所  | 0                  | 0                  |                    |                       |                       |
|        | 特定型        | 箇所  | 0                  | 0                  |                    |                       |                       |

「基本型」については、ぽこぽこくらぶ園部、八木の 2 か所を継続しています。親子が気軽にいつでも広場の中から声をひろい相談対応を行っています。こどもの発達や子育ての手技、就園への不安や手続き方法など、相談の内容は多岐にわたっています。

「こども家庭センター型」は保健師等職員が専門性を生かし、妊産婦期から乳幼児期の幅広い相談に応えています。また、センター職員が相談を受けることによって、児童福祉と母子保健

の分野の垣根を超えた対応が可能となり、支援が必要な家庭をサポートするしくみが整備されています。

「地域子育て相談機関」は国が設置を努力義務として進めており、中学校区に1箇所の想定をしています。あらたまった相談場所に出向くことは敷居が高く、身近な場所に相談できる場があることは望ましいところですが、本市においてはまだ体制が整わない状況です。

## (2)延長保育事業(計画 125 ページ、進行管理票 5、13 ページ)

### 【事業概要】

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

※人は年度の実人数

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人   | 97                | 94                | 91                | 89                 | 86                 |
| 確保の方策② | 人   | 97                | 94                | 91                | 89                 | 86                 |
|        | 箇所  | 8                 | 8                 | 9                 | 9                  | 9                  |
| 実績     | 人   | 324               |                   |                   |                    |                    |
|        | 箇所  | 8                 | 8                 |                   |                    |                    |

市内の保育施設で実施する体制が整っており、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応しています。公立施設については朝は午前7時30分から夜は午後7時まで開設し、保育の認定時間を超えた時間についても延長保育の利用が可能です。私立についても、公立施設より開設時間を延ばす体制で延長保育を実施され、保護者が利用施設を選定される際の大きな事由となっています。延長保育の実施は利用するこどもの人数や年齢に合わせた保育士の配置が必要となり、集合保育での体制を整備する施設もあります。

### ※本市の保育認定時間

短時間認定 午前8時30分から午後4時30分(8時間)

標準認定 午前8時00分から午後7時00分(11時間)

## (3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)(計画 126 ページ、進行管理票 8 ページ)

### 【事業概要】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後及び長期休暇等に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図る事業です。

※人は年度の実人数

|            |       | 単位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|------------|-------|----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み①     |       | 人  | 454               | 441               | 428               | 415                | 403                |
|            | 低学年   | 人  | 312               | 303               | 294               | 285                | 276                |
|            | 1年生   | 人  | 110               | 106               | 103               | 100                | 97                 |
|            | 2年生   | 人  | 109               | 106               | 103               | 100                | 96                 |
|            | 3年生   | 人  | 93                | 91                | 88                | 85                 | 83                 |
|            | 高学年   | 人  | 142               | 138               | 134               | 130                | 127                |
|            | 4年生   | 人  | 76                | 74                | 72                | 70                 | 68                 |
|            | 5年生   | 人  | 46                | 44                | 43                | 42                 | 41                 |
|            | 6年生   | 人  | 20                | 20                | 19                | 18                 | 18                 |
| 方確保<br>策②の | 登録児童数 | 人  | 454               | 441               | 428               | 415                | 403                |
|            | 実施箇所数 | 箇所 | 7                 | 7                 | 7                 | 7                  | 7                  |
| 実績         | 登録児童数 | 人  | 388               |                   |                   |                    |                    |
|            | 実施箇所数 | 箇所 | 7                 | 7                 |                   |                    |                    |

現在、小学校区に1か所の体制で放課後児童クラブを運営しています。小学6年生までが対象となっています。高学年の利用希望は長期休暇が多い状況です。学校でも家庭でもない放課後の居場所として、放課後児童クラブ支援員が見守りや指導を行い、こどもの年齢に応じた関わりのもと過ごしています。

#### (4)子育て短期支援事業(計画127ページ)

##### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※人/年は延べ利用人数

|        | 単位  | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人/年 | 28                | 28                | 28                | 28                 | 28                 |
| 確保の方策② | 人/年 | 28                | 28                | 28                | 28                 | 28                 |
| 実績     | 人/年 | 2                 |                   |                   |                    |                    |

現在、青葉学園、つばさ園の2施設と委託契約を締結しています。保護者の養育が一時的に受けられず申請の相談があった場合に施設の受入れ状況を調整し、利用につなげています。受け入れが可能な場合は、保護者、こどもが安心して利用ができるよう事前に施設の見学や面談を行い不安の解消にも取り組んでいます。この事業は保護者の休息(レスパイト)にも対応しています。子育てが限界を迎えるまでにリフレッシュすることで虐待予防にも効果があります。

(5)地域子育て支援拠点事業(計画 127 ページ、進行管理票 1 ページ)

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

※回/年は延べ利用回数

|        |     | 単位  | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① |     | 回/年 | 9,606             | 9,316             | 9,068             | 8,790              | 8,510              |
|        | 直営  | 回/年 | 4,769             | 4,625             | 4,502             | 4,364              | 4,225              |
|        | 委託  | 回/年 | 4,837             | 4,691             | 4,566             | 4,426              | 4,285              |
| 確保の方策② |     | 回/年 | 9,606             | 9,316             | 9,068             | 8,790              | 8,510              |
|        | 直営  | 回/年 | 4,769             | 4,625             | 4,502             | 4,364              | 4,225              |
|        | 委託  | 回/年 | 4,837             | 4,691             | 4,566             | 4,426              | 4,285              |
|        | 箇所数 | 箇所  | 2                 | 2                 | 2                 | 2                  | 2                  |
| 実績     |     | 回/年 | 6,953             |                   |                   |                    |                    |
|        | 直営  | 回/年 | 0                 |                   |                   |                    |                    |
|        | 委託  | 回/年 | 6,953             |                   |                   |                    |                    |
|        | 箇所数 | 箇所  | 2                 | 2                 |                   |                    |                    |

令和6年度から NPO 法人に園部地域の拠点についても委託し、園部と八木の2拠点で実施しています。拠点のひとつである子育てすこやかセンターは直営から委託事業に変更していますが、講座や季節行事などの事業内容の立案、子育て世帯の利用状況を常に市と法人が密に連携しています。就園までのお子さんと保護者が主な利用者のため、子育て経験のまだ浅い方の利用が多くなっています。子育ての先輩のようなスタッフが身近な相談相手になっており、ちょっとした疑問や不安感をその場で解消できるので利用される保護者から好評を得ています。定期的に利用されると、お子さんの成長と一緒に共感できる支援者がいる心強さを実感してもらっています。年齢に応じた遊具を配置する屋内施設のため、休日の親子の居場所利用につながるよう、休日のひろば開放も実施しています。

(6)一時預かり事業(計画 128 ページ、進行管理票 5、13 ページ)

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業(幼稚園在園児)

※人/年は年間延べ人数

|                |     | 単 位   | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|----------------|-----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量 の 見 込 み<br>① | 公 立 | 人 / 年 | 925               | 897               | 873               | 847                | 820                |
|                | 私 立 | 人 / 年 | 4,361             | 4,229             | 4,117             | 3,991              | 3,863              |
| 確 保 の 方 策 ②    |     | 人 / 年 | 5,286             | 5,126             | 4,990             | 4,838              | 4,683              |
|                |     | 箇 所   | 4                 | 4                 | 5                 | 5                  | 5                  |
| 実 績            |     | 人 / 年 | 4,551             |                   |                   |                    |                    |
|                |     | 箇 所   | 4                 |                   |                   |                    |                    |

幼稚園利用の1号認定(教育のみ)のお子さんの預かり保育事業です。公立2園、私立の幼稚園、認定こども園で実施中です。保護者の定期的な短時間就労への支援、緊急時の預かり対応と利用される理由も幅広くなっています。

## ②一時預かり事業(幼稚園以外)

※人/年は年間延べ人数

|             |                 | 単 位   | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|-------------|-----------------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量 の 見 込 み ① | 一時保育            | 人 / 年 | 115               | 111               | 108               | 105                | 102                |
|             | ファミリー・サポート・センター | 人 / 年 | 135               | 131               | 128               | 124                | 120                |
| 確 保 の 方 策 ② | 一時保育            | 人 / 年 | 115               | 111               | 108               | 105                | 102                |
|             | ファミリー・サポート・センター | 人 / 年 | 135               | 131               | 128               | 124                | 120                |
| 実 績         | 一時保育            | 人 / 年 | 18                |                   |                   |                    |                    |
|             | ファミリー・サポート・センター | 人 / 年 | 83                |                   |                   |                    |                    |

保育所や認定こども園で実施する一時保育は公立7園、私立認定こども園1園で実施しています。保護者の病院受診等の預かり希望や、市外から里帰り中の保育希望、リフレッシュ利用などに対応しています。

ファミリー・サポート・センターでは身近に子育ての支援者がいないご家庭が土日の託児希望などで会員登録されています。依頼に応えられる提供会員の人数が就労開始や高齢化などを理由に減っている課題があります。子育てがひと段落された方に向けた会員募集を進めています。

## (7)病児保育事業(計画130ページ)

### 【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型(訪問

型)の3つの類型があります。

※人/年は年間延べ人数

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人/年 | 48                | 47                | 45                | 44                 | 43                 |
| 確保の方策② | 人/年 | 48                | 47                | 45                | 44                 | 43                 |
|        | 箇所  | 1                 | 1                 | 1                 | 1                  | 1                  |
| 実績     | 人/年 | 44                |                   |                   |                    |                    |
|        | 箇所  | 1                 |                   |                   |                    |                    |

現在、京都中部総合医療センターに併設する病児対応型の病児保育室「ひまわり」を亀岡市、南丹市、京丹波町、国民健康保険南丹病院組合との共同事業で運営しています。令和3年11月からの開設ですが、保護者の認知も進み利用実績が伸びています。一方、日吉や美山地域からの利用には距離があり、保護者の就労のための通勤と病院受診を経てからの病児保育の利用は負担がかかることから課題があります。

#### (8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(計画131ページ、進行管理票13ページ)

##### 【事業概要】

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をアドバイザーが行い、会員相互で援助しあう事業です。

※人/年は小学生の預かり年間延べ人数

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人/年 | 71                | 69                | 67                | 65                 | 63                 |
| 確保の方策② | 人/年 | 71                | 69                | 67                | 65                 | 63                 |
|        | 箇所  | 1                 | 1                 | 1                 | 1                  | 1                  |
| 実績     | 人/年 | 71                |                   |                   |                    |                    |
|        | 箇所  | 1                 |                   |                   |                    |                    |

令和7年度からファミリー・サポート・センター事務局をこども家庭課に移し、事業を実施しています。こども家庭センターでたてるサポートプランにもファミサポ事業が利用資源として組み込まれ、家庭支援につながっています。提供会員の存在が保護者にとって理解ある頼れる支援者となっており、数年にわたり利用が継続するケースもあります。会員同士の有償ボランティアのしくみのため、保護者の多様化するニーズにマッチングする提供会員の確保が課題となっています。また、依頼する側も提供会員自身も負担なく活動ができるよう、保育実践や子育て支援の知識や経験を身に付ける会員講習にも努めています。

# (9)乳児家庭全戸訪問事業(計画 131 ページ、進行管理票 5 ページ)

## 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

※人は年度の実人数

|         | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|---------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 0歳人口推計  | 人   | 134               | 130               | 126               | 122                | 119                |
| 量の見込み①  | 人   | 134               | 130               | 126               | 122                | 119                |
| 確保の方策②  | 人   | 134               | 130               | 126               | 122                | 119                |
| 訪問率     | %   | 100%              | 100%              | 100%              | 100%               | 100%               |
| 実績(実人数) | 人   | 102               |                   |                   |                    |                    |
| 実績(訪問率) | %   | 98.1%             |                   |                   |                    |                    |

乳児家庭全戸訪問については、100%実施を目指し保健師が実施しています。令和7年度については、長期入院加療が必要な乳児を除き、訪問を実施しました。今後も継続して実施をしていきます。

# (10)妊婦健康診査事業(計画 132 ページ)

## 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

|           | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|-----------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 0歳人口推計    | 人   | 134               | 130               | 126               | 122                | 119                |
| 一人当たり健診回数 | 回   | 14                | 14                | 14                | 14                 | 14                 |
| 量の見込み①    | 回   | 1,876             | 1,820             | 1,764             | 1,708              | 1,666              |
| 確保の方策②    | 回   | 1,876             | 1,820             | 1,764             | 1,708              | 1,666              |
| 差異(②-①)   | 回   | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  | 0                  |
| 実績(実人数)   | 人   | 187               |                   |                   |                    |                    |
| 実績(延人数)   | 回   | 1,362             |                   |                   |                    |                    |

妊婦健康診査については、妊娠届出時及び妊婦の転入時に妊婦健康診査公費負担受診券を交付し、経済的な負担軽減を図っています。前年度に交付した受診券を使用して受診をされる方も含まれるため、実人数は想定数よりも多くなっています。令和7年度に受診券を交付した妊婦についても、141人であり、推計よりも多くなっています。

## (11)養育支援訪問事業(計画 133 ページ)

### 【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

※人/年は年間延べ人数

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人/年 | 14                | 14                | 14                | 13                 | 13                 |
| 確保の方策② | 人/年 | 14                | 14                | 14                | 13                 | 13                 |
| 実績     | 人/年 | 14                |                   |                   |                    |                    |

乳児訪問時の様子や医療機関からの連携により、虐待リスクが高いご家庭に対し、必要に応じて家庭訪問を行い専門職が支援しています。訪問を重ねることで家庭での様子が見え、必要な指導や助言につながっています。こどもの発達確認や不適切な養育環境の改善と、生活全般を指導し、こどもの安全と健全な育成を守っています。

## (12)こども誰でも通園制度(計画 134 ページ、進行管理票 5 ページ)

### 【事業概要】

保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等にこどもを預けることで、保育所等に通園していないこどもの育ちを支援する新しい通園制度です。

※人/年は年間延べ人数

|                   | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|-------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み①            | 人/年 | 0                 | 1,080             | 1,080             | 1,080              | 1,080              |
| 0歳児<br>1歳児<br>2歳児 | 人/年 | 0                 | 480               | 480               | 480                | 480                |
|                   | 人/年 | 0                 | 360               | 360               | 360                | 360                |
|                   | 人/年 | 0                 | 240               | 240               | 240                | 240                |
| 確保の方策②            | 人/年 | 0                 | 1,080             | 1,080             | 1,080              | 1,080              |
| 実績                | 人/年 |                   |                   |                   |                    |                    |

※令和8年度制度開始により令和7年度の実績なし

南丹市では令和8年度より、ひよしこども園を実施施設に定め事業を開始しました。月の利用上限時間を3時間とし、理由を問わず利用できます。保護者のニーズを把握しながら、施設の受け入れ体制を整え事業を進めています。

### (13)妊婦等包括相談支援事業(計画 134 ページ、進行管理票 5 ページ)

#### 【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

|                    | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 0歳人口推計             | 人   | 134               | 130               | 126               | 122                | 119                |
| 一人当たり相談回数          | 回   | 3                 | 3                 | 3                 | 3                  | 3                  |
| 量の見込み①             | 回   | 462               | 450               | 438               | 426                | 417                |
| こども家庭センタ－          | 回   | 402               | 390               | 378               | 366                | 357                |
| 委託                 | 回   | 60                | 60                | 60                | 60                 | 60                 |
| 確保の方策②             | 回   | 462               | 450               | 438               | 426                | 417                |
| 実績                 |     |                   |                   |                   |                    |                    |
| こども家庭センタ－<br>(延人数) | 回   | 315               |                   |                   |                    |                    |
| 委託(延回数)            | 回   | 36                |                   |                   |                    |                    |
| 委託(延人数)            | 回   | 314               |                   |                   |                    |                    |

妊婦等包括相談支援事業として、妊娠届出時面談、妊娠後期におけるアンケート実施と必要時実施する面談、出産1か月前の電話訪問、出産後の赤ちゃん訪問での面談を基本として実施しています。また、子育て期の家庭が身近なところで相談をし、情報提供を受けることや必要な支援につながる仕組みとして、NPO法人に委託しています。相談を受けやすい環境を提供するため、両親学級や産後に集う講座等の事業運営も併せて実施しています。

### (14)産後ケア(計画 135 ページ)

#### 【事業概要】

産後ケアを必要とする人を対象に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

|                    | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 0歳人口推計             | 人   | 134               | 130               | 126               | 122                | 119                |
| EPDS※が9点以上の割合(16%) | 人   | 21                | 21                | 20                | 20                 | 19                 |
| 平均利用日数             | 日   | 5                 | 5                 | 5                 | 5                  | 5                  |

|         |   |     |     |     |     |    |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|----|
| 量の見込み①  | 回 | 105 | 105 | 100 | 100 | 95 |
| 確保の方策②  | 回 | 105 | 105 | 100 | 100 | 95 |
| 実績(実人数) | 人 | 24  |     |     |     |    |
| 実績(延人数) | 人 | 65  |     |     |     |    |

産後ケア事業は、産婦及び家族からの申請により、家庭の収入状況に応じて自己負担を徴収し、産院による宿泊型と助産師の訪問による訪問型の2種類のケアを実施しています。いずれも、南丹市内で開業している産院・助産院がないため、受け入れ先が十分でないことが課題です。また、宿泊型については、産院の空床を利用するため、調整が必要であることが課題です。

※EPDS とは、エジンバラ産後うつ病自己評価表

### (15)子育て世帯訪問支援事業(計画 136 ページ)

#### 【事業概要】

支援の対象となる家庭を訪問し、家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)、育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)を行う事業です。

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人/年 | 280               | 273               | 267               | 259                | 252                |
| 確保の方策② | 人/年 | 280               | 273               | 267               | 259                | 252                |
| 実績     | 人/年 | 39                |                   |                   |                    |                    |

※人/年は年間延べ人数

要保護児童対策地域協議会で管理する家庭に訪問支援員が直接支援に入り、家事や養育のサポートをしています。支援が入ることで家庭の環境が向上したり、相談しやすい関係性が築けるようになっていきます。こども本人と支援者が関わるケースでは、学校やご家庭での悩み事、将来の姿など会話を重ね、信頼できる大人がいることを知ってもらうきっかけになっています。

### (16)児童育成支援拠点事業(計画 137 ページ、進行管理票 8 ページ)

#### 【事業概要】

支援の対象となるこどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

※人は年度の実人数

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人   | 31                | 31                | 30                | 29                 | 28                 |
| 確保の方策② | 人   | 20                | 20                | 20                | 20                 | 20                 |
| 実績     | 人   | 16                |                   |                   |                    |                    |

要保護児童対策地域協議会で管理する児童の中から申請により利用の可否を判断し、衣食住に関わる生活に必要な習慣を身に付ける支援、学習の定着支援、食事の提供などを行っています。園部小学校に隣接する子ども家庭サポートセンター「Ruri」を拠点とし、小中学生の放課後や長期休みの居場所となっています。支援員はこどもからゆっくりと話を聴く時間を大切にし、気持ちに寄り添いながら家族や友だちとの関係が円滑に築けるよう支援しています。異年齢のこども同士の間わりから他者への配慮や思いやりの気持ちを学んでいます。日常生活のつながりから、行政と保護者との信頼関係が構築されることにより、相談支援ができ、家庭支援がスムーズに進められる効果もあります。

#### (17)親子関係形成支援事業(計画137ページ、進行管理票5、7ページ)

##### 【事業概要】

支援の対象となる保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

※人は年度の実人数

|        | 単 位 | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|--------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 人   | 15                | 14                | 14                | 14                 | 13                 |
| 確保の方策② | 人   | 20                | 20                | 20                | 20                 | 20                 |
| 実績     | 人   | 8                 |                   |                   |                    |                    |

乳幼児健診や子育て相談において、こどもとの接し方で悩んでいる、こどもに愛情はあるが時にイライラが募ってしまう、といった相談を受けた方に向け、「ほめて☆smile」講座と名付けた少人数型の講座を案内しています。公認心理師が講師となり、受講者が子育てのヒントや気持ちの切り替え方法の習得を通して、子育てへの負担感が少しでも減るよう努めています。講座の回数が進む中、自身の心の整理ができ、こどもへの不適切な言動を顧みる行動が可能となり、支援につながるケースもありました。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業(計画 138 ページ、進行管理票 12 ページ)

教育・保育施設の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で市が設定しますが、日用品、文房具、その他の必要な物品を実費徴収する場合も考えられます。これらの費用負担について、低所得者の負担軽減を図るため、費用を助成する事業です。

国の基準に基づき、生活保護受給家庭や低所得家庭の負担軽減を図ります。対象家庭に漏れないよう、利用施設と連携し事務手続きを進めます。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(計画 138 ページ)

教育・保育施設、地域型保育事業について、民間の新規参入事業者に対して、整備・開設していく施設・事業が安定かつ継続的に運営していけるよう、相談、助言を行う事業です。

今後、新規事業者の参入が見込まれれば、対応を検討します。当市の教育・保育の実施状況などをホームページに掲載し、新たに参入を検討する事業者へ情報提供を行います。

現状の教育・保育の実施体制は年齢人口に応じた受入れ体制が可能となるよう、公立施設と私立施設の利用定員に合わせて受入可能数を設定し利用調整、支給認定を行っています。

国が定める待機児童はない状況ですが、保育を希望される低年齢児が一定数あることから、地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)の開設を目指す事業所が表出した際には、市と十分に協議を重ね、対処していくこととなります。

※地域型保育事業 0～2 歳児を対象に定員 19 人以下の少人数で行う認可保育であり、認可者は自治体が担う。3 歳児以降は集団での保育が望ましい視点から保育所や認定こども園などの受け皿となる連携施設が必要となる。